

【Ⅲ】 基準ごとの自己評価**基準 7. 管理運営**

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

① 法人部門

本法人の管理運営は、「学校法人睦学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）、「理事会業務委任規則」、「学校法人睦学園組織規則」（以下、「学園組織規則」という。）及びそれに基づく関連規程により行っている。

さらに本法人の管理運営は、私立学校法に基づき「理事会」、「評議員会」等が行っている。理事長のみに代表権を付与し、理事長が学校法人を代表し、その業務を総理している。

本法人の管理運営機関は、議決機関としての「理事会」、日常業務等の協議・決定機関としての「常任理事会」、諮問機関としての「評議員会」、監査機関としての「監事」を設置している。

本法人には、現在、理事 12 人、監事 2 人の役員を置き、理事のうち 1 人を理事長として選任し、それぞれ「寄附行為」に定めた職務を行っている。理事会は定例の 5 月及び 3 月を加え年間 5、6 回開催している。

「常任理事会」は、理事長、学長及び学内理事に加え、併設校の副校長及び事務長等で構成する「拡大常任理事会」として、月 1 回定例開催し、理事会の議案の他、学校法人の日常業務全般について協議・決定を行っている。

評議員会は、30 人（うち理事兼務が 12 人）で構成し、定例（毎年 5 月及び 3 月）かつ必要により臨時に開催している。なお、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞く事項（諮問事項）は寄附行為第 22 条に定めている。

監事は、寄附行為に定めた職務を行い、理事会・評議員会に毎回出席し、適宜意見を述べるとともに、公認会計士との連携による会計監査、本法人の各併設校に対し業務監査等を行い、毎年度監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出している。

この他に理事会の諮問機関機能を担う「学園協議会」（併設校の教職員 11 人で構成）を備え、学園運営の諸課題について審議・立案等を適宜行っている。

管理運営に係る事務は法人事務局（企画調整室、総務室、財務室等）が担い、「法人事務局事務分掌規定」に基づき、経営方針、財務及び人事面の企画調整等を行っている。

② 大学部門

理事会は、「理事会業務委任規則」に基づき大学の管理運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務を学長に委任している。

大学の管理運営に関しては、「兵庫大学組織運営規程」及びそれに基づく関連規程に基づき行っている。

大学内での最高意思決定機関として「大学運営会議」（学長、副学長、学長補佐、学部長、

部長、附置機関の長等で構成)を置き、原則毎月2回定例開催し、大学の基本的事項(17頁表2-3-1参照)を審議決定している。

特に、人事・予算・施設等の管理運営に係る基本的事項については、「大学運営会議」に諮る前に「業務推進検討会議」(学長、副学長、学長室長、事務部部长、学生センター部長・同事務部部长で構成)において関連事案を検討し原案を策定している。

学長の下には副学長(教育担当、研究担当)2人と学長補佐1人を置き、それぞれの職務の範囲内において機動的に学長を支援・補佐する体制を敷いている。

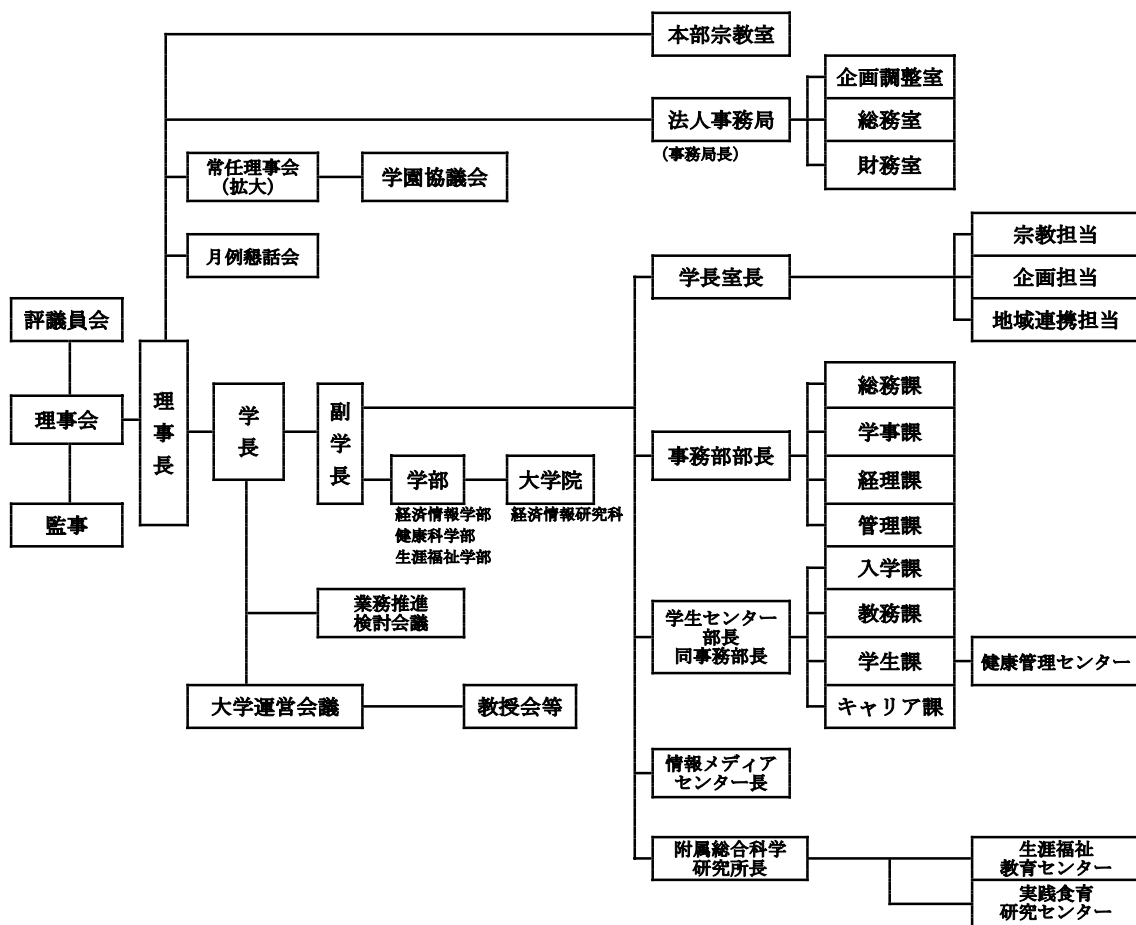
学長室は、室長の下で各担当(企画・地域連携・宗教)間が有機的に業務上の連携を行うことで大学の重点施策の実効性と推進力を高揚させる役を担っている。

教育に関する運営は、「学部教授会」(大学院にあっては「研究科委員会」、「学科長会議」、「学科会議」、「コース会議」、「各種委員会」が適切に機能することで行っている。

事務については、事務部、学生センター及び情報メディアセンターを置き「兵庫大学事務分掌規程」に基づき運営を行っている。

事務的な大学方針の周知徹底と連絡調整は、毎月1回、事務部部长が議長となり、全課長出席のもとで「課長連絡会議」をとおして行っている。

図 7-1-1 管理運営体系図



前
序

基
準
1

基
準
2

基
準
3

基
準
4

基
準
5

基
準
6

基
準
7

基
準
8

基
準
9

基
準
10

基
準
11

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

① 本法人の役員等

理事、監事、評議員の選任規程は「寄附行為」の「第6条」、「第7条」、「第24条」に規定し、それぞれ当該規程に則り選任している。現在の選任状況は次のとおりで、何れも定員を充足している。

また、学長・校長・園長等の選考・採用については、「学園組織規則」に定め、規程に則り任免を行っている。

表 7-1-2

理事・監事の選任状況

(平成 23 年 5 月現在)

区分	定数 (人)	現員 (人)	選任区分	常勤・非常勤
1号理事	1	1	大学長	常勤
2号理事	2	2	短期大学長・校長・園長のうち理事会で選任	常勤 2 人
3号理事	2	2	評議員のうちから理事会で選任	常勤 1 人 非常勤 1 人
4号理事	4	4	学識経験者のうちから理事会で選任	常勤 1 人 非常勤 3 人
5号理事	3	3	法人職員のうちから理事会で選任	常勤 3 人
計	12	12	—	常勤 8 人 非常勤 4 人
監事	2	2	理事、評議員、法人の職員以外のうちから理事会で候補者を選出し評議員会で同意を得た後、理事長が選任	非常勤 2 人

評議員の選任状況

(平成 23 年 5 月現在)

区分	定数 (人)	現員 (人)	選任区分	常勤・非常勤
1号評議員	11	11	法人職員のうちから理事会で選任	常勤 11 人
2号評議員	4	4	卒業生で 25 歳以上の者のうちから理事会で選任	非常勤 4 人
3号評議員	11	11	学識経験者のうちから理事会で選任	常勤 1 人 非常勤 10 人
4号評議員	4	4	保護者のうちから理事会で選任	非常勤 4 人
計	30	30	—	常勤 12 人 非常勤 18 人

(2) 7-1の自己評価

本法人の管理運営体制においては、法人部門では、理事会、監事、評議員会及び常任理事会を、大学部門では大学運営会議を中心にして、ともにそれぞれの位置付けを明確にし、役割を果たすことで意思決定過程における適切性及び円滑化をはかっている。

理事会の構成は学内理事と学外理事の比率が「8人：4人」で、また評議員は、教職員、卒業生、学識経験者及び保護者の幅広い範囲から、学園の建学の精神、使命・目的の具現化に充分理解と見識のある者について選出することで、それぞれの意見を反映させ、運営面での適切性及び公共性を担保している。

大学の最高意思決定機関である大学運営会議は、学長以下、副学長、学長補佐、学部長、部長、附置機関の長等で構成しており、大学の基本的事項についての意見交換、調整、意思決定を迅速かつ適切に行っている。

「寄附行為」及び「学園組織規則」を核に、管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程等を明確に示し、確実に運用している。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

平成17(2005)年4月の私立学校法改正に伴い、管理運営体制の改善・強化に努めてきた。今後も急速に変化する社会情勢に迅速かつ的確に対応し、安定した経営を行うため、意思決定機関として理事会機能を充実させるとともに、監事機能を十分に稼働させることで法人経営の充実をはかる方針である。さらに、「建学の精神」、「教育の理念」に照らしつつ、本学の「たち位置」を明確に定め、経営と教学の一体感を醸成する体制整備にも努める方針である。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。**(1) 事実の説明（現状）****7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。****① 法人と大学の連携**

本法人全体の日常業務の連絡調整及び決定は、月例開催の「拡大常任理事会」で行っている。また、この場において、学園方針の周知徹底をはかるとともに大学における個別の問題についても協議を行っている。

理事会には、教学部門から学長、副学長（教育担当・研究担当の2人）計3人の教員（理事会構成員の四分の一）が、さらに、「拡大常任理事会」には学長補佐（学生センター事務部長兼務）、学長室長、事務部部长も構成員として加わっている。「評議員会」には大学から、学長と副学長に加え、学長補佐、情報メディアセンター長が加わることで教学部門の責任者5人が構成員となっている。

上記の5人は大学の最高意思決定機関の大学運営会議の構成員であり、結果、理事会等は管理部門と教学部門の責任者が参集することで、共通に学園の現状を把握、理解するとともに、諸問題の分析や将来に向けての計画の検討を行っている。

表 7-2-1

理事長・学長等の主な会議の出席状況

(○：構成員 △：同席)

会議	職位	理事長	学長	副学長	学長室長	事務部部長	学生センター部長 (事務部長含)	情報メディアセンター長	法人事務局長
理事会		○	○	○	△	△			△
拡大常任理事会		○	○	○	○	○	○		○
評議員会		○	○	○	△	△	○	○	△
月例懇話会		○	○		○				○
大学運営会議			○	○	○	○	○	○	
業務推進検討会議			○	○	○	○	○		
学部教授会				○				○	

② 理事長と学長との連携

また、理事長と教学部門の統督者である学長とが個別に教学面及び管理運営面の諸課題について意見交換する「月例懇話会」（法人事務局長・学長室長含む。）を月 1 回定例開催しており、機動的かつ適切な連絡調整が行える機会として、法人及び大学間の連携強化を補完している。

(2) 7-2の自己評価

理事会を学校法人業務の最高意思決定機関、さらに大学運営会議を大学業務の最高意思決定機関として明確に位置づけ、1 号理事でもある学長は、教学運営において責任と権限をもち、法人運営と教学運営の機能分担・相互の連携をはかっている。

管理運営の方針を審議する理事会・評議員会には、教学部門の責任者等が構成員に加わっており大学の意思は十分に反映できている。また、大学運営会議においても、法人（管理部門）と大学（教学部門）との合意形成における重要な役割も果たしている。

(3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

学園として、また、大学として少子高齢化等の社会システムの変化に迅速に対応できるような機能的、斬新的かつ効率的な意思決定をはかっていくために、法人部門と大学部門の連携を強め、経営と教学が一体となった運営を努めていく方針である。

また、この過程においては、学園運営の展望に立った多岐にわたる諸課題への審議・企画・立案が必要であり、その一環として、学園のいわゆる次世代教職員（平均年齢 42 歳）で構成する学園協議会等、理事会の諮問機関機能のさらなる充実等もはかっていく方針である。

7-3. 自己点検・評価のために恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

平成 13 (2001) 年 4 月に同一キャンパス内にある兵庫大学短期大学部と合同して、「兵庫大学・兵庫大学短期大学部自己点検実施委員会」を発足させ、キャンパス全体の自己点検・評価についての項目及び実施体制についての検討を進めた。

平成 16 (2004) 年 4 月に、自己点検・評価を行うため、大学と短期大学部を横断した「第三者評価委員会」を設置し、自己点検・評価を実施するにあたっての研修、また全教職員に対し、評価制度導入の背景やその意義及び今後の本学での取り組み方等の説明会を開催して、評価制度に関する対応について周知徹底をはかった。

平成 17 (2005) 年 4 月から「第三者評価委員会」を改組して「自己点検実施委員会」に改め、さらに、平成 19 (2007) 年 7 月には平成 21 (2009) 年度に認証評価を受審するにあたって「認証評価プロジェクト」を設置した。認証評価受審後の平成 22 年度からは、再び「自己点検実施委員会」を柱とする実施体制へと再整備を行い、平成 21 年度分の自己点検・評価を実施した。

一方で、平成 17 年からは、監事による業務監査も毎年実施している。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげるシステムが構築され、かつ適切に機能しているか。

「学生による授業改善に関するアンケート」は、平成 13 (2001) 年 12 月から平成 14 (2002) 年 4 月にかけて大学・短期大学部の全学部・全学科で実施。そして、各回の反省点を踏まえ、改善を重ねながら、平成 15 (2003) 年 7 月、平成 16 (2004) 年 1 月と、学期ごと (年 2 回) に実施し、同年 7 月には第 6 回目を実施した。その後、質問項目等の見直しをほかり、平成 17 (2005) 年度からは、「自己点検実施委員会」から分離して「FD・授業評価実施委員会」(のちに「授業改善アンケート実施委員会」)を設置し、兼任教員を含む、全教員、全授業科目について実施し、その後も同委員会の下で改善を重ね実施してきた。

平成 21 (2009) 年度からは教員相互の公開授業も行う「FD委員会」と統廃合し、授業改善アンケートを実施することで、授業の改善・水準向上策の一翼を担っていくこととした。

「自己点検・評価報告書」は、平成 17 (2005) 年 8 月に発刊した。さらに、日本高等教育評価機構の認証評価を受審することで平成 21 年 6 月に発刊した。

その後、「自己点検実施委員会」を中心として、平成 22 年 12 月に発刊した。

監事の業務監査については、毎年、監査事項を定め、大学のみならず学園の各併設校で実地監査を関連部署とともにやっている。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

「授業改善アンケート」は、平成 13 (2001) 年以來、毎年実施し、その結果は、学内ホームページ上で全教職員に公表し、さらに教員相互で問題点を共有し合い、授業の内容及び方法並びにカリキュラムの改善に向けた施策展開の一助としている。

「自己点検・評価報告書」は教職員及び関係学校等に配付することで公表し、以後、同活動を教育研究活動上の重要な施策として位置づけている。

監事による「業務監査報告書」は、理事会、評議員会、拡大常任理事会及び大学部門に報告しており、これを大学運営会議や教授会等で報告を行うことで、管理運営の改善に反映させる一助としている。

(2) 7-3の自己評価

基準1
基準2

本学における自己点検・評価活動は、全学的取り組みに位置づけ、平成17(2005)年に第1回目の「自己点検・評価報告書」を発刊した。しかし、その過程においては一部担当者に一任されるなどの現象が見られ、結果、改善策を検討する姿勢に乏しく決して十分とは言えない面があった。平成21(2009)年度の日本高等教育評価機構による認証評価を契機に、改めて大学全体での意識が高まり、問題点に対する認識が共有されたことで、今後も教職員の間で活発な議論が行われるようになり、同活動は進歩したと評価できる。

(3) 7-3の改善・向上方策(将来計画)

基準3

大学の教育研究活動のさらなる充実と実効のために、「自己点検実施委員会」が、前述の「認証評価プロジェクト」の機能・役割を継続して担い、自己点検・評価活動において経常的にリーダーシップを発揮できる組織体制の維持・整備を行う方針である。

基準4

また、定期的実施している授業改善アンケートは、各種委員会の統廃合を行うことで、平成21(2009)年度からは「FD委員会」の下で継続実施し、これまで以上に教職員研修や講演会、公開授業等をとおして教育研究手法等の改善・整備に努めていく方針である。

基準5

一連の自己点検・評価結果の公表は、従来の授業評価アンケート結果の学内ホームページ上での公表に加え、平成20(2008)年度からは研究業績の公表も従来の研究年鑑からホームページ上へと切り替え作業を進めている。平成21(2009)年度の認証評価の結果を踏まえホームページで公開しており、さらに積極的な公表活動をとおして本学の教育研究活動の改善に資していく方針である。

【基準7の自己評価】

基準6

設置者である法人の管理運営は、理事会、監事及び評議員会によって、それぞれ「意思決定」・「監査」・「諮問」機関として機能し、その役割を果たしており、運営の適切性や円滑化をはかっている。

基準7

大学から学長含む3人が理事会に、また、6人が拡大常任理事会の構成員に加わっており、法人業務の意思決定に大学の意見・意思を反映させるとともに、法人(管理部門)と大学(教学部門)との合意形成における重要な役割を果たしている。

基準8

これまでの自己点検・評価の結果は適切に公表し、大学運営に反映している。

【基準7の改善・向上方策(将来計画)】

基準9

本学における管理運営体制は整備され、機能的に運営されていると評価できる。激変する社会環境の中でも、「建学の精神」に基づきその社会的ニーズや学生の意見・要望を踏まえ、本学独自の教育研究上の目的を達成するに相応しい管理運営体制へとさらなる整備・見直しを継続する方針である。